

令和6年3月8日

愛南町議会

議長 佐々木 史仁 殿

総務文教常任委員会

委員長 石川 秀夫

所管事務調査報告書

総務文教常任委員会の所管事務の調査を実施したので、愛南町議会会議規則第76条の規定により、その結果を下記のとおり報告いたします。

記

《第1回》

- 1 日時 令和5年10月10日(火) 午前9時00分から
- 2 開催場所 議員協議会室
- 3 出席委員(7名)
石川秀夫、池田栄次、金繁典子、佐々木史仁、中野光博、那須芳人、吉村直城
- 4 調査事項
不登校の現状課題と今後の対応について調査研究
- 5 説明員の職及び氏名
学校教育課 課長 岩井正一、同補佐 福原晶子
- 6 調査内容
学校教育課から不登校の児童生徒の状況について、不登校の理由、子ども支援センターへの相談件数、カウンセラー等の体制について資料提供を受け、現状と課題について調査した。

《第2回》

- 1 日時 令和5年11月24日(金) 午後0時40分から
- 2 開催場所 愛南町子ども支援センター、議員協議会室

- 3 出席委員(7名)
石川秀夫、池田栄次、金繁典子、佐々木史仁、中野光博、那須芳人、
吉村直城
- 4 調査事項
不登校の現状課題と今後の対応について調査研究
- 5 説明員の職及び氏名
学校教育課 課長 岩井正一、同補佐 福原晶子
愛南町子ども支援センター 所員 田中昭宏、中田ふさ、北原美紀
- 6 調査内容
愛南町子ども支援センターの直近5年間の利用者推移等の説明を受け、具
体的な利用状況について認識を深めた。子ども支援センターを利用しない子
どもたちについて、子どもの居場所づくり事業がその受け皿となり得るかど
うか机上審査することになった。

《第3回》

- 1 日時 令和5年12月21日(木) 午前10時00分から
- 2 開催場所 議員協議会室
- 3 出席委員(7名)
石川秀夫、池田栄次、金繁典子、佐々木史仁、中野光博、那須芳人、
吉村直城
- 4 調査事項
不登校の現状課題と今後の対応について調査研究
- 5 説明員の職及び氏名
保健福祉課 課長 中川菊子、同補佐 湯浅良彦
- 6 調査内容
不登校の児童・生徒について、子どもの居場所づくり事業との連携、子育
て世代包括支援センター及びヤングケアラーの状況等について説明を受け認
識を深めた。
また、調査報告について取りまとめを行った。

調査結果報告

当委員会は、愛南町の不登校の現状課題と今後の対応について調査研究結
果を取りまとめたので、報告する。

(1) 現状及び背景

令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、全国の不登校の児童生徒が、小学校及び中学校で約24.5万人、高等学校を合わせると約30万人に上り過去最高となり、90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小中学生が約4.6万人に上ることが明らかになっている。このことを踏まえて、文部科学省では「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」を取りまとめ、不登校対策の速やかな推進を求めている。

愛南町においては、不登校対策として、いじめ・不登校等相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、中学校不登校対策非常勤講師合わせて12名を配置して、子ども支援センターの運営や各学校での教職員一体となつての不登校の児童生徒及びその保護者の支援を行っているが、欠席30日以上の不登校の小中学校の児童生徒が、令和元年6人、令和2年6人、令和3年18人、令和4年18人、令和5年8月末現在10人と増加傾向にある。

(2) まとめ

愛南町でも不登校の児童生徒が増加し、又不登校の理由も多種多様で複合化の傾向にあり、不登校対策の速やかな推進が求められている。

本委員会では、不登校の児童生徒の支援対策として、子育て・教育・福祉を含めた関係機関、部署の連携による切れ目のない総合的な支援体制の構築を図ると共に、現行の支援体制をより実効性のあるものとするのが重要と考え、不登校の児童生徒の現状の把握と課題の抽出をした上で、国・県の動向及び、子ども支援センターの運営状況、子育て世代包括支援センターの運営状況、ヤングケアラーの状況、子どもの居場所づくり事業との連携等について調査し、不登校対策について協議を行った。

その結果、誰一人取り残されない学びの保障のための多様化したニーズに向けた不登校対策のために次の事項を提案する。

- (1) 子育て・教育・福祉等の関係機関でプライバシーに配慮して情報共有しながら重層的支援体制の充実を図ること。
- (2) 支援要員の適切な配置かつ安定的な確保を行うこと。
- (3) 子どもの居場所づくり事業が子ども支援センターを利用しない子どもの受け皿になる等、町内の支援施設、社協等の他団体の事業、他の自治体の支援施設との連携を密にして、多様なニーズに柔軟に対応できる支援体制を構築すること。
- (4) 支援施設の利用に際して、西海、内海、一本松地域等の遠隔地の利用者に十分配慮した体制を構築すること。
- (5) 義務教育終了後、18歳までの間のカウンセリング等、本人・家族への

サポート、相談等の支援体制の充実を図ること。

- (6) 国・県の動向を見ながら、本人・保護者への情報提供を行うと共に、必要に応じてスペシャルサポートルームやバーチャルによるオンライン授業等の支援体制を検討すること。

尚、不登校の原因が複合化の傾向にあるが、内容を明確にして解決につなげるべきとの意見、いじめ等に対して対応方針をつくるべきとの意見、支援施設の運用に当たっては、計画した利用率を大幅に低下しないよう有効的かつ実効性のある体制の構築が必要との意見があった。

複雑化する社会情勢のなか、多様化するニーズに対応できる重層的支援体制の構築により、誰一人取り残されない不登校対策が実施されることを期待する。

以上、総務文教常任委員会の意見を集約した調査結果報告とする。